

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図るお取引先の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、本法の対象となるお取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴い取引対価見直しの要請があった場合には、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に取引を行い、型管理の適正化に取組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③支払条件

下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる、お取引先様との取引に対する支払代金は、全額現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

契約上知り得たお取引先様の知的財産権やノウハウ等に関して、お取引先様に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

⑤働き方改革等に伴うし寄せ

働き方改革が及ぼすお取引先様への影響に配慮しつつ、取組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。災害時等においては、お取引先様に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社では、「アーレスティグループ行動規範」を制定し、従業員への浸透を目的に、毎年読み合わせを実施するほか、携帯用冊子の配布やイントラネット上での掲示、当社WEBサイトへの掲載等、広く周知を行っています。

2021年2月1日

株式会社アーレスティ

代表取締役 高橋 新